

I-WILL 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

| | |
|----------|--|
| 名称 | I-WILL (事業所番号 18A0100014号) |
| 所在地 | 福井市勝見3丁目20-12 いちごの森2階 |
| 管理者 | 細川 昌樹 |
| サービスの種類 | 短期集中予防サービス |
| サービスの定員 | 12名 |
| サービス対象地域 | 福井市小学校区域のうち、旭、足羽、麻生津、円山、岡保、上文殊、木田、啓蒙、酒生、順化、清明、東郷、中藤、日新、春山、日之出、宝永、松本、湊、豊、明新、文殊、六条、和田地区 (50音順) |

(2) サービス内容

介護予防サービス・支援計画書に沿って、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

- 運動機能向上プログラム
- 口腔機能向上プログラム
- 栄養改善プログラム
- 訪問サービス
- 介護予防支援、相談・助言等
- 送迎

(3) 職員体制

- 管理者 1名 (常勤)
- 指導者 2名以上 (常勤換算) (理学療法士又は作業療法士 1名以上)

(4) 設備の概要

| | | | | |
|------|--------|--------|--------|-------|
| 専有設備 | 機能訓練室 | 78.45㎡ | 送迎車 | 3台 |
| | 事務室 | 14.00㎡ | | |
| 共有設備 | 相談室 | 12.06㎡ | トイレ | 2.73㎡ |
| | 多目的トイレ | 6.88㎡ | 洗面・脱衣室 | 5.39㎡ |

(5) 営業日及び営業時間

| | |
|----------|--|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 (祝日および12月30日～1月3日を除く) |
| 営業時間 | 午前 8時30分 ～ 午後 5時30分 |
| サービス提供時間 | 火曜日・金曜日 午前 9時30分 ～ 午前 11時30分 ※提供時間外であっても営業時間内であれば訪問サービスを実施します。 |

(6) お問い合わせ窓口 ※サービス利用の質問など、お気軽にご相談ください。

| | |
|------|-------------------|
| 電話番号 | 0776-26-6480 |
| 担当者 | 細川 昌樹 (管理者) ・ 他職員 |

2. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。短期集中予防サービス計画を必要に応じて作成して契約を結び、サービスの提供を開始します。

※介護予防サービス・支援計画書の作成を依頼している場合は、事前に依頼先の地域包括支援センター等にご相談ください。

(2) サービスの利用解除および終了

I-WILL契約書第3条に基づき、サービスの利用を解除することができます。また、第4条に基づきサービスの利用を終了する事があります。

3. サービス提供の記録

事業者は、サービスを提供する際には「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記録します。また、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等について「利用状況報告書」の記録を作成して、地域包括支援センター等に提出します。

2 事業者は「サービス提供記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付します。

4. 利用料金

サービスを提供した場合の利用料の額は、福井市が定める第一号事業に要する費用の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、これらに利用者ごとの介護保険負担割合（1割～3割）を乗じて得た額とします。また、これが改訂された場合には、これらも自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい料金を書面でお知らせします。

※ 福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10.14円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合にもとづいた額が自己負担となります。

(1) 第1号事業支給費利用分・令和06年4月現在

| 短期集中予防サービス費 | 単位数 (1回につき) | 利用者・認定状況 |
|---|-------------------------|-----------------|
| ① 通所サービス 運動機能向上プログラム（必須メニュー） 口腔機能向上プログラム 加算 栄養改善プログラム 加算 | 458単位 150単位 150単位 | 事業対象者 要支援1・2 |
| ② 訪問サービス 運動機能向上プログラム 口腔機能向上プログラム 栄養改善プログラム | 417単位 371単位 371単位 | |
| ※ 理学療法士または作業療法士、歯科衛生士 または管理栄養士が同行した場合 | 各150単位 | |
| | | |

※①、②を週1回～週3回で組み合わせます。（目安として概ね3ヶ月が利用期間となります。）

※①、②の口腔機能向上プログラムおよび栄養改善プログラムは、最大各6回が上限となります。

※本サービスの継続が生活行為の改善に効果的と判断された場合には、最大6ヶ月までサービスを継続することが出来ます。（その場合、口腔機能向上プログラム及び栄養改善プログラムは最大12回まで利用可。）

(2) その他の費用

- 日常生活費・調理実習等の食材費・調理費相当分の費用およびレクリエーションにかかる費用等は自費負担となります。

(3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下記の料金をいただきます。サービスのキャンセル又は変更をされる場合は、利用日当日の午前9時00分までに、お問合せ窓口までご連絡ください。

- ・キャンセル料 500円（人件費、ガソリン代相当）

※サービス利用日の当日午前9時00分以降にキャンセルをした場合に限りです。

(4) お支払方法

毎月10日以降に前月分の請求書を発行します。お支払方法は現金または口座引き落としとし、口座引き落としは毎月20日頃にさせていただきます。請求書を利用者にお渡しした日より、1ヶ月以内にお支払ください。

5. サービス利用にあたっての留意事項

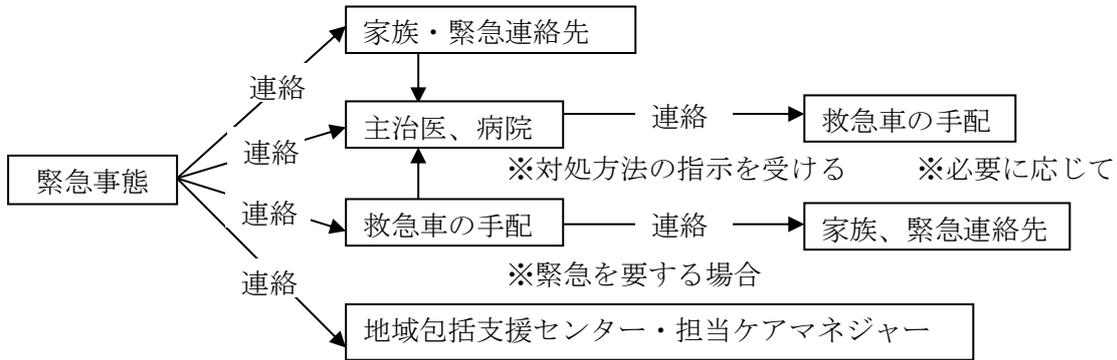
利用者みなさんに気持ちよく、安全にサービスを利用していただくために、下記事項についてご留意いただくようお願いいたします。

- ① サービスを利用することにより、自らも要支援又は基本チェックリスト該当状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護及び要支援状態となることの予防に努めること
- ② サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること
- ③ 気分が悪くなったときには申し出ること
- ④ 貴重品については、自己の責任のもと管理すること
- ⑤ 事業所の設備及び備品について、本来の用途に反する方法により使用したり、事業所外に持ち出したりしないこと
- ⑥ 許可なく危険物を持ち込まないこと
- ⑦ 食品を持ち込む場合は事前に相談すること
- ⑧ 動物を持ち込む場合は事前に相談すること
- ⑨ 指定した場所以外で火気（タバコ等を含む）を使用しないこと
- ⑩ 事業所内で宗教活動、政治活動又は営利行為等を行わないこと
- ⑪ 他人に対し暴力又は恐喝その他迷惑を及ぼす行為を行わないこと
- ⑫ その他各法令及び社会通念等に反する行為を行わないこと

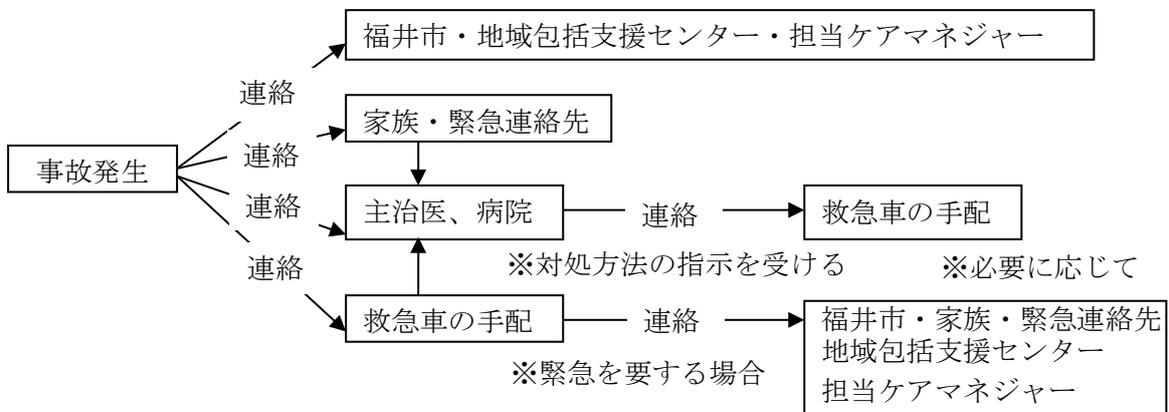
6. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、家族、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

(1) 緊急時



(2) 事故発生時



| | |
|-------|-------------|
| 主治医 | 主治医氏名 |
| | 電話番号 |
| 緊急連絡先 | 緊急連絡先① (氏名) |
| | 住所・電話番号 |
| | 緊急連絡先② (氏名) |
| | 住所・電話番号 |

7. 非常災害時対策

消防計画に沿って年2回、水防法等における避難確保計画に沿った避難訓練を年1回、利用者の方も参加して実施します。

いちごの森 防火管理者 岡倉 勇斗
I-WILL 火元責任者 細川 昌樹

8. サービス内容に関する苦情

(1) 受付窓口

I-WILL契約書第12条に基づき、利用者からの苦情及び要望に、当事業所の従業員全員が対応します。

窓口での受付は口頭で行いますが、「要望箱」を設置し文書による受付も行います。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

| | |
|---------|-------------------------|
| 苦情解決責任者 | 細川 昌樹 (管理者) |
| 第三者委員 | 清川 忠 [連絡先] 0776-23-2912 |
| 要望箱設置場所 | いちごの森 東側玄関 |

* 下記の苦情申立機関にも苦情等を伝えることができます。

| | | |
|--------|----------------------|------------------|
| 苦情申立機関 | 福井県国民健康保険団体連合会 | TEL 0776-57-1611 |
| | 福井市 福祉保健部 保健衛生局介護保険課 | TEL 0776-20-5715 |
| | 福井市 福祉保健部 地域包括ケア推進課 | TEL 0776-20-5400 |
| | 福井県運営適正化委員会 (ハート支援室) | TEL 0776-24-2347 |

(2) 苦情に対する措置

事業所では、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、事実関係の調査や苦情処理に関する検討会の実施、処理結果の記録整備等の必要な措置を講じます。

また、改善措置について、苦情申出人に誠意をもって説明を行います。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求める事が出来ます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、第三者委員による苦情内容の確認、解決案の調整・助言、話し合いの結果や改善事項等の確認を行います。

9. 個人情報の取り扱い

事業所の従業員及び従業員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。又事業所は、従業員及び従業員でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

2 事業者は、あらかじめ文書により利用者又は利用者家族の同意を得た場合は、一定の条件下で情報を提供することがあります。

10. 秘密保持等

事業者及びその従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容とします。

11. ハラスメント防止対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 2. 身体拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

2 事業所は身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- ③ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施。

1 3. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを福井市に通報します。

1 4. 衛生管理及び感染症対策

事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- 2 利用者が使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 3 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施。

1 5. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

| | |
|-------------|---|
| 実施の有無 | 無 |
| 実施した直近の年月日 | |
| 実施した評価機関の名称 | |
| 評価結果の開示状況 | |

17. 当法人の概要

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 法人種別 | 医療法人 健康会 |
| 代表者役職・氏名 | 理事長 嶋田 修美 |
| 本部所在地・電話番号 | 福井県福井市西方1丁目2-11 TEL: 0776-21-8008 |

| |
|---|
| <p>● 嶋田病院（117床）</p> <p>【診療科目】 リハビリテーション科・脳神経外科・整形外科・循環器外科・内科・外科・歯科</p> <p>【病床数】 地域包括ケア病棟27床・回復期リハビリテーション病棟90床</p> |
| <p>● いちご在宅支援センター（嶋田病院併設）</p> <p>【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所リハ 健康の家 <p>【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嶋田病院訪問リハビリ <p>【訪問看護・介護予防訪問看護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご訪問看護ステーション <p>【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごショートステイ <p>【居宅介護支援・介護予防支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嶋田病院 居宅介護支援センター |
| <p>● 病院外の介護事業所</p> <p>【通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンター福井 ・いちごデイセンターみのり <p>【地域密着型通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごライフ <p>【福井市介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <p>通所型予防給付相当サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごライフ ・いちごデイセンター福井（福井市及び永平寺町にて実施） ・いちごデイセンターみのり <p>通所型基準緩和（A型）サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごライフ ・I-WILL <p>短期集中予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I-WILL <p>【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和田東いちごデイサービスセンター ・いちごデイセンター松岡 ・いちご月見亭 <p>【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご 月見の里 ・いちご 和えの里 <p>【看護小規模多機能型居宅介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご日和 <p>【居宅介護支援・介護予防支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごケアプランセンター月見 <p>【障がい福祉サービス・共生型生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンター福井 ・いちごデイセンターみのり <p>【障がい福祉サービス・共生型自立訓練（機能訓練）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンターみのり |